

防管協会報

編集・発行
 新居浜市防火管理協会
 〒792-0025
 新居浜市一宮町 1-5-1
 新居浜市消防本部予防課
 電話(0897)65-1342
 FAX(0897)34-1189
 印刷:株式会社コピー商会



令和6年度 全国統一防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」



令和6年7月5日(金)
 令和6年度 防火3団体合同視察研修
 しまなみ来島海峡・小島芸予要塞史跡



＜小島芸予要塞史跡＞小島は愛媛県今治市沖の来島海峡に浮かぶ小さな島で、日清戦争当時、日露戦争を予感した大日本帝国がロシア海軍の侵攻を防ぐために築いた海岸要塞があります。明治32年から2年間の突貫工事で砲台や赤煉瓦の兵舎、火薬庫などが作られました。こうした施設が当時のまま残っている貴重な遺跡です。





新居浜市防火管理協会理事会・総会

令和6年5月9日(木)に消防防災合同庁舎において、新居浜市防火管理協会理事会・総会が開催され、「令和5年度 事業・収支決算報告」外3議案が話し合われ、すべての議案が承認されました。



荒井会長挨拶



後田消防長挨拶



令和六年度新役員

〓 会長 〓

荒井 恆治

十全総合病院

〓 副会長 〓

守谷 勝浩

ブリーズベイオペレーション2号棟

林田 拓也

愛媛小林製菓(株)

神野 祐一

住友重機械工業(株)

〓 監査 〓

吉村 卓代

新居浜商工会議所

庄野 利恵

愛媛労災病院

よろしくお願ひ

いたします。





防火意識の普及高揚を図るため、各小学校の少年消防クラブ員等に防火ポスターの作製を依頼し、令和6年度防火ポスターの各賞が決定しました。今年度は市内小学校の少年消防クラブ員等から302名の応募があり、審査会で優秀賞14点、入選21点、佳作20点が選出されました。

今年もイオンモール新居浜 2階ノースモール共有通路(11月9日から11月15日まで)にて防火ポスター展が開催されます。お近くにお越しの際はぜひ足をお運びください。



市長賞 金栄3年 岸本 華歩 愛媛新聞社賞 惣開3年 篠原 瑠奈 防火管理協会長賞 惣開3年 寺居 倫太郎 消防長賞 金栄3年 河端 真央

市長賞	岸本 華歩	金栄3	危険物安全協会長賞	山口 英嗣	惣開3
愛媛新聞社賞	篠原 瑠奈	惣開3	防火管理協会長賞	寺居 倫太郎	惣開3
市議会議長賞	藤平 遥斗	浮島6	婦人防火クラブ会長賞	高橋 百々花	神郷3
教育委員会賞	永易 快都	神郷3	幼少年消防クラブ会長賞	瀬古 峰代	金栄3
消防長賞	河端 真央	金栄3	北消防署長賞	中村 雅	金栄3
消友会長賞	池田 彩乃	中萩3	南消防署長賞	佐伯 帆崇	泉川3
消防団長賞	永易 隼	神郷3	川東分署長賞	手嶋 拳士	神郷3

令和6年 火災原因別件数

◆ 令和6年9月末時点 ◆

近年、**電気**と**火入れ**が原因の火災が多く発生しています。

電気火災では、**リチウムイオン電池**を搭載した製品からの出火もあり、全国的に**モバイルバッテリー**、**スマートフォン**、**電動自転車**、**掃除機**の順に多く発生しています。取扱い説明書をよく確認し、正しく使用しましょう。

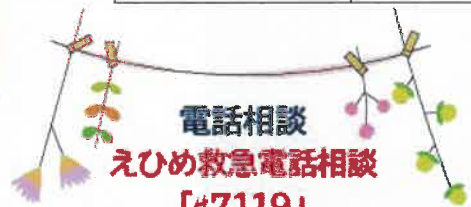
火入れ（野焼き等）では野焼き行為中に想定以上の火が燃え広がる管理不足により、火災に発展するケースが多くなっています。野焼きは基本的に**禁止**されています。農業を営んでおり、やむを得ない野焼き行為の場合は認められていますが、実施する際には、消防署への連絡（新居浜市消防本部 34-0119）と消火の準備や近隣にも十分配慮してください。



原因	件数
たばこ	2
こんろ	1
炉	1
こたつ	1
排気管	1
電気機器	3
電気装置	1
配線器具	1
ライター	1
溶接機	1
火入れ	4
放火	1
放火疑い	1
その他	3
不明	4
合計	26

救急電話相談「#7119」について

愛媛県では、医師や看護師などから「救急車を呼ぶべきか」「病院を受診するべきか」などのアドバイスを受けることができる電話相談窓口を設置しています。迷った時はダイヤルし、医療機関や救急車の適切な利用を皆さん一人一人が心掛けましょう。



※15歳未満の子どもの場合は、**愛媛県子ども医療電話相談 #8000**

防火管理講習

（甲種新・甲種再・防災再）

令和6年7月30日（火）に甲種防火管理再講習及び防災管理再講習が、令和6年7月31日（水）8月1日（木）には、甲種防火管理新規講習が開催されました。

各種資格を取得された皆様におかれましては、それぞれの事業所において防火管理業務の推進にご尽力頂けますようお願いいたします。



消防に関する届出、お忘れませんか？



使用用途や収容人員によって
届出が必要になります！！

【防火・防災管理者選任(解任)届出】

- ・消防法第8条に基づき管理権限者は、資格を有する管理、監督的な地位にある者から防火管理者を選任し、遅滞なく届出なければなりません。

【消防計画作成(変更)届出】

- ・火災が発生しないように、また万一火災が発生した場合に被害を最小限にするため、実態にあった計画をあらかじめ定めるものです。

【自衛消防訓練実施届出】

- ・消防法第8条及び第36条により、防火管理者や防災管理者を選任し、消防計画に基づく訓練を実施するものです。

【消防用設備等点検結果報告】

- ・消火器や自動火災報知設備などの消防用設備が火災の際に正常に作動しないと人命にかかわることから、定期的に点検し報告する制度です。

住宅用火災警報器普及協力事業所のご案内

新居浜市防火管理協会では新居浜市消防本部と連携し、協会員(事業所)から住宅用火災警報器の販売や広報活動等に賛同いただける事業所を登録していただいております。

住宅用火災警報器普及協力事業所(一覧)

令和6年10月現在

店舗名称	住所	電話番号	販売	配達	広報
有限会社矢野商会	江口町 10-17	32-4696	○	○	○
有限会社鈴木防災	船木甲 4988-1	40-3339	○	○	○
イオンスタイル新居浜店	前田町8-8	31-0600	○	○	○
DCM 新居浜店	瀬戸町甲 4101	40-1760	○		○
(株)ヤマダデンキテック ランド新居浜店	郷 1-3-16	65-4560	○		○
ケーズデンキ新居浜店	東田 3丁目乙 11-25	66-2255	○	○	○

住宅用火災警報器普及協力事業所の登録は随時行っております。
消防本部予防課までご連絡下さい。